

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	表情分析研修 (表情分析(基礎)コース)	DIH-LT-20020	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 5年 8月 7日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成	情報本部・統合情報部		

1 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、情報本部で実施する表情分析研修（表情分析（基礎）コース）について規定する。

1.2 用語及び定義 この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

a) FACS (Facial Action Coding System: 顔面動作符号化システム)

視認可能な顔の動きを包括的に測定するために Paul Ekman 氏, Wallace Friesen 氏らによって 1978 年に開発された分析ツールかつ表情理論のこと。

b) 認定 FACS コーダー

FACS マニュアル及び Investigator ガイドをもとに FACS のコード化手法を習得し、FACS の販売元が実施する FACS コーダー認定テストに合格した者のこと。

2 講師の資格

2.1 認定 FACS コーダー（認定後 5 年以上経過している者）であること。

2.2 過去に 5 年以上、年間を通じて複数回、FACS の知見に基づく表情分析講座開催の実績（官公庁問わず）があること。

2.3 表情研究に関する歴史、主要、学説、最新の情報等を把握し、過去 5 年以内に学術論文、書籍、記事等を執筆した実績がある者。

3 研修に関する要求

3.1 研修要領

a) 講義は、日本語で実施するものとする。

b) 講義中、英語の教材も活用するものとする。

3.2 研修目標

表情・しぐさを中心とする非言語情報を対人コミュニケーション等において有効に活用するための基礎的事項の修得

3.3 細部研修項目

a) 微表情の基礎的事項の理解

b) 微表情の分析・観察法の理解

c) 受講者による映像分析

d) 微表情検知テストの実施及びその解説

3.4 研修成果

研修終了時に評価試験を実施し、受講生の理解度を評価する。評価要領については、契約締結後に別途調整するものとする。

4 研修計画書の提出

契約相手方は、契約締結後速やかに研修計画(様式任意)を作成し、支出負担行為担当官等に提出するものとする。

5 監督及び検査

支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領による。なお、必要の都度、研修について現場確認を実施するものとする。

6 その他の指示

6.1 情報の保全等

情報の保全等は、次による。

- a) 契約相手方は、契約履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 契約相手方は、本契約の履行にあたり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し、防衛省が規定する関係規則類に基づき、許可を得るものとする。
- c) 契約相手方は、持ち込み及び持ち込み使用する電子計算機、可搬記憶媒体及び電子計算機等情報システムに接続する携帯型情報通信・記録機器に対し、複数のウイルススキャンソフトでウイルス等の混入がされていないことを確認し、その結果を官側に提示するものとする。

6.2 立入禁止場所への立入

立入禁止場所への入退室にあたっては、官側の立会者の統制に従うこと。

6.3 官側の支援

契約相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- b) 現地における本契約の履行に必要な官有器材及び施設等の利用
- c) 現地における本契約の履行に必要なデータ及び資料等の提示
- d) その他、官側が必要と認めた事項

6.4 提出書類

次の書類等を提出するものとする。

- a) FACS コーダー認定テスト合格書の写し及び合格年月日がわかるもの。
- b) 過去5年間のFACSの知見に基づく表情分析講座を開催した実績がわかるもの。
- c) 過去5年以内に、表情研究に関する学術論文、書籍、記事等を執筆した実績がわかるもの。

6.5 仕様書の疑義

契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議するものとする。

調 達 要 領 指 定 書

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	統-05-0807-021
	調達要求年月日	令和5年8月7日
	作成部課	情報本部 統合情報部
	作成年月日	令和5年8月7日
品 名	表情分析研修（表情分析（基礎）コース）	
仕様書番号	DIH-LT-20020	
<p>指定事項：</p> <p>1 研修期間等 総研修時間6時間とし、令和5年10月1日～令和6年3月29日のうち2日（1日あたり3時間）での実施を基準とする。</p> <p>2 研修受講人員 20名（聴講者は除く。）</p> <p>3 研修場所 市ヶ谷駐屯地内</p> <p>4 その他 契約相手方は、各研修日2日前1200までに、研修当日に使用する教材をデータまたは紙媒体で、支出負担行為担当官等に送付するものとする。</p>		

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	表情分析研修 (表情分析(発展)コース)	DIH-LT-20021	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 5年 8月 7日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成	情報本部・統合情報部		

1 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、情報本部で実施する表情分析研修（表情分析（発展）コース）について規定する。

1.2 用語及び定義 この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

a) FACS (Facial Action Coding System: 顔面動作符号化システム)

視認可能な顔の動きを包括的に測定するために Paul Ekman 氏, Wallace Friesen 氏らによって 1978 年に開発された分析ツールかつ表情理論のこと。

b) 認定 FACS コーダー

FACS マニュアル及び Investigator ガイドをもとに FACS のコード化手法を習得し、FACS の販売元が実施する FACS コーダー認定テストに合格した者のこと。

2 講師の資格

2.1 認定 FACS コーダー（認定後 5 年以上経過している者）であること。

2.2 過去に 5 年以上、年間を通じて複数回、FACS の知見に基づく表情分析講座開催の実績（官公庁問わず）があること。

2.3 表情研究に関する歴史、主要、学説、最新の情報等を把握し、過去 5 年以内に学術論文、書籍、記事等を執筆した実績がある者。

3 研修に関する要求

3.1 研修要領

a) 講義は、日本語で実施するものとする。

b) 講義中、英語の教材も活用するものとする。

3.2 研修目標

表情・しぐさを中心とする非言語情報を質問法に関連付けて有効に活用するための基礎的事項の修得。

3.3 細部研修項目

a) 対人コミュニケーションにおける微表情の活用法

b) 民族毎の微表情の違い

c) 質問法の基本的事項の理解

- d) 微表情に関連づけた質問法の理解
- e) 動画を使用した質問法のロールプレイング
- f) 受講生同士によるロールプレイング
- g) 質問法テスト及び復習

3.4 研修成果

研修終了時に評価試験を実施し、個人毎の理解度を評価する。評価要領については、契約締結後に別途調整するものとする。

4 研修計画書の提出

契約相手方は、契約締結後速やかに研修計画(様式任意)を作成し、支出負担行為担当官等に提出するものとする。

5 監督及び検査

支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領による。なお、必要の都度、研修について現場確認を実施するものとする。

6 その他の指示

6.1 情報の保全等

情報の保全等は、次による。

- a) 契約相手方は、契約履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 契約相手方は、本契約の履行にあたり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し、防衛省が規定する関係規則類に基づき、許可を得るものとする。
- c) 契約相手方は、持ち込み及び持ち込み使用する電子計算機、可搬記憶媒体及び電子計算機等情報システムに接続する携帯型情報通信・記録機器に対し、複数のウイルススキャンソフトでウイルス等の混入がされていないことを確認し、その結果を官側に提示するものとする。

6.2 立入禁止場所への立入

立入禁止場所への入退室にあたっては、官側の立会者の統制に従うこと。

6.3 官側の支援

契約相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- b) 現地における本契約の履行に必要な官有器材及び施設等の利用
- c) 現地における本契約の履行に必要なデータ及び資料等の提示
- d) その他、官側が必要と認めた事項

6.4 提出書類

次の書類等を提出するものとする。

- a) FACS コーダー認定テスト合格書の写し及び合格年月日がわかるもの。
- b) 過去5年間のFACSの知見に基づく表情分析講座を開催した実績がわかるもの。
- c) 過去5年以内に、表情研究に関する学術論文、書籍、記事等を執筆した実績がわかるもの。

の。

6.5 仕様書の疑義

契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議するものとする。

調 達 要 領 指 定 書

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	統-05-0807-022
	調達要求年月日	令和5年8月7日
	作成部課	情報本部 統合情報部
	作成年月日	令和5年8月7日
品 名	表情分析研修（表情分析（発展）コース）	
仕様書番号	DIH-LT-20021	
<p>指定事項：</p> <p>1 研修期間等 総研修時間を12時間とし、令和5年10月1日～令和6年3月29日のうち4日間（1日あたり3時間）での実施を基準とする。</p> <p>2 研修受講人員 20名（聴講者は除く。）</p> <p>3 研修場所 市ヶ谷駐屯地内</p> <p>4 その他 契約相手方は、各研修日2日前1200までに、研修当日に使用する教材をデータまたは紙媒体で、支出負担行為担当官等に送付するものとする。</p>		

調達要求番号： 12 - 05 - 0821 - 4146

情報本部仕様書			
物品番号	仕様書番号		
品名 又は 件名	国内委託教育（高分解能 SAR 衛星画像判読教育訓練）	DIH-LG-16034D	
		大臣承認	平成13年12月20日
		作成	平成28年 9月 2日
		改正	令和 4年 8月 5日
			令和 5年 8月 1日
作成	情報本部画像・地理部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部で実施する国内委託教育（高分解能 SAR 衛星画像判読教育訓練）の必要な事項について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、表1のとおりとする。

表1－用語の定義

番号	用語	定義
1	SAR	人工衛星や航空機に搭載される合成開口レーダー（Synthetic Aperture Radar の略）
2	TerraSAR-X	ドイツ航空宇宙センターと EADS Astrium 社との官民連携事業により開発・運用されている地球観測衛星

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

契約の相手方は、SAR 衛星画像について基礎的な知識を有する受講者に対して、TerraSAR-X 衛星が撮像した SAR 衛星画像の判読を行うために必要な知識及び判読技術が修得できる教育を実施するものとし、実施要領及び教育内容は、次のとおりとする。

2.2 実施要領

契約の相手方は、受講者全員を収容できる教室、受講人数分の PC 端末、教育に必要なソフトウェア及び教育資料（経年変化修正分を含む）を準備し、講義形式により日本語で教育を実施すること。

2.3 教育内容

次の内容を含む講義及び操作実習を実施すること。契約相手方は、細部について官側と協議の上、実施計画書を作成し、官側の承認を得るものとする。

- a) 表面散乱特性の概要
- b) 一般的な地物の SAR 衛星画像特性
- c) SAR 衛星画像を判読する上での基本的な手順
- d) TerraSAR-X 衛星による産業施設の判読方法
- e) TerraSAR-X 衛星による軍事施設の判読方法
- f) TerraSAR-X 衛星による構造物の判読方法

3 受講人員・開催回数

受講人員・開催回数は、調達要領指定書により指定する。

4 教育場所

教育場所は、調達要領指定書により指定する。

5 教育期間

教育期間は、調達要領指定書により指定する。

6 教育時期

教育時期は、調達要領指定書により指定する。

7 監督・検査

契約相手方は、本役務の監督及び検査について、支出負担行為担当官等が定める監督及び検査実施要領により、監督及び検査を受けるものとする。

8 その他の指示

8.1 提出書類

契約相手方は、表2に示す書類を提出し、官側の承認を得るものとする。

表2-提出書類

名称	提出先	数量	提出時期	媒体種類	備考
実施計画書	情報本部 画像・地理部	1部	契約締結後、 速やかに	データ	様式は、契約相手方 による。

8.2 仕様書の疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	12-05-0821-4146
	調 達 要 求 年 月 日	令和 5 年 8 月 2 / 日
	作 成 部 課	情報本部画像・地理部
	作 成 年 月 日	令和 5 年 8 月 1 日
品 名	国内委託教育（高分解能 SAR 衛星画像判読教育訓練）	
仕 様 書 番 号	DIH-LG-16034D	
<p>指 定 事 項</p> <p>1 受講人員・開催回数 受講人員は、28名とし、開催回数は、2回とする。 1回あたりの受講人数は、14名とする。</p> <p>2 教育場所 教育場所は、東京都23区内とする。</p> <p>3 教育期間 1回の教育期間は、5日間とし、教育時間は、30時間を基準とする。</p> <p>4 実施時期 実施時期は、契約日の翌日から令和6年3月31日（金）までの範囲とし、契約締結後に契約の相手方と調整するものとする。</p>		

調達要求番号： 12 - 05 - 0821 - 4147

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	国内委託教育（高分解能 SAR 衛星画像解析技術教育訓練）	DIH-LG-18058B	
		大臣承認	平成13年12月20日
		作成	平成30年11月12日
		改正	令和4年8月5日
			令和5年8月1日
作成	情報本部画像・地理部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部で実施する国内委託教育（高分解能 SAR 衛星画像解析技術教育訓練）の必要な事項について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、表1のとおりとする。

表1－用語の定義

用語	定義
SAR	人工衛星や航空機に搭載される合成開口レーダー（Synthetic Aperture Radar の略）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

契約の相手方は、高分解能 SAR 衛星画像の解析を行うために必要な解析技術の知識及び技能が修得できる教育を実施するものとし、実施要領及び教育内容は、次のとおりとする。

2.2 実施要領

契約の相手方は、受講者全員を収容できる教室、受講人数分のPC端末、教育資料（経年変化修正分を含む）、技能修得教育に必要な商用既製品ソフトウェア及び高分解能 SAR 衛星画像を準備し、日本語で教育を実施すること。

2.3 教育内容

次の内容を含む解析技術の講義及び操作実習を実施すること。契約の相手方は、細部について官側と協議の上、実施計画書を作成し、官側の承認を得るものとする。

- a) 移動目標の検知及び速度推定の原理に関する講義
- b) 位相情報を利用した変化抽出（CCD）の原理に関する講義
- c) SAR データの画像分割技術（サブアパチャ解析）の原理に関する講義
- d) 地盤変動解析の原理に関する講義
- e) 駐屯地及び演習場を対象とした地物、地表面の解析・変化抽出の操作実習
- f) 港湾及び船舶を対象とした地物の解析・変化抽出の操作実習
- g) 飛行場及び航空機を対象とした地物の解析・変化抽出の操作実習
- h) ミサイル及びその施設を対象とした地物の解析・変化抽出の操作実習
- i) 電子通信機器及びその施設を対象とした地物の解析・変化抽出の操作実習
- j) 都市域を対象とした地物、地表面の解析・変化抽出の操作実習

2.4 受講人員・開催回数

受講人員・開催回数は、調達要領指定書により指定する。

2.5 教育場所

教育場所は、調達要領指定書により指定する。

2.6 教育期間

教育期間は、調達要領指定書により指定する。

2.7 教育時期

教育時期は、調達要領指定書により指定する。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官等が定める監督及び検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 情報の保全

契約相手方は、作成上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。また、作成時に要した書類等は、確実に廃棄するものとする。

4.2 提出書類

契約の相手方は、表2に示す書類を提出し、官側の承認を得るものとする。

表2-提出書類

名称	提出先	数量	提出時期	媒体種類	備考
実施計画書	情報本部 画像・地理部	1部	契約締結後、速やかに	データ	様式は、契約相手方による。

4.3 仕様書の疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	12-05-0821-4147
	調 達 要 求 年 月 日	令和 5 年 8 月 2 / 日
	作 成 部 課	情報本部画像・地理部
	作 成 年 月 日	令和 5 年 8 月 1 日
品 名	国内委託教育（高分解能 SAR 衛星画像解析技術教育訓練）	
仕 様 書 番 号	DIH-LG-18058B	
<p>指 定 事 項</p> <p>2.4 受講人員・開催回数 受講人員は、7名とし、開催回数は、1回とする。</p> <p>2.5 教育場所 教育場所は、東京都23区内とする。</p> <p>2.6 教育期間 教育期間は、5日間とし、教育時間は、30時間を基準とする。</p> <p>2.7 教育時期 教育時期は、契約日の翌日から令和6年3月31日（金）までの範囲とし、契約締結後に契約の相手方と調整するものとする。</p>		